

# 令和3年度 宮崎県多面的機能支払交付金 取組方針

令和 3年 6月 3日  
宮崎県多面的機能推進協議会

本方針については、宮崎県多面的機能推進協議会（以下、県協議会という）を中心として、着実な事業推進及び認定農用地面積の更なる増加を図るため、以下の内容について取り組むこととする。

## 1 取組目標

- (1) 市町村推進活動目標について達成する。 【目標達成：23市町村】
- (2) 広域化の推進並びに土地改良区との連携に向けて、活動組織への啓発普及を図る。 【広域化：5市町村】 【1改良区1組織：3市町村】
- (3) 活動終期を迎えた組織について、活動の継続を促進する。 【活動断念組織：0】
- (4) 令和3年度新規設立組織の着実な計画認定を支援する。 【R3新規：12組織】
- (5) 対象面積が大きくカバー率の低い重点市町村（都城市・えびの市）について、定めた課題解決に向けて事業推進する。

## 2 具体的な取組

### (1) 市町村推進活動目標の設定と実行

- 県協議会主催による推進会議を開催し、各市町村毎に目標設定した内容について、情報共有を図るとともに、実のある推進活動に向けた助言を行う。
- 着実な実行に向け、年度途中に取組状況報告の場を設け、取組に対する助言や見直し等を行う。また、年度末には、成果報告と改善等を反映した次期計画の見直しを行い、各市町村の取組について情報共有と意欲向上を図る。

### (2) 広域化の推進並びに土地改良区との連携

- 上記(1)で取り組む市町村と連携し、個別に課題整理や解決策を検討する。
- 事業推進に関する研修会を実施（2回以上）し、広域化や土地改良区との連携による活動のメリット等について、講師による講演会等を開催し、普及啓発を図る。
- 広域化の事例を掲載した広報誌の発行（3回以上）など、目に見える形で普及啓発を図る。

### (3) 活動終期を迎える組織の継続促進

- 令和2年度で農地維持支払の活動終期を迎えた72組織については、県・市町村と連携し、次期5カ年の活動継続を促進するための指導・助言を行い、活動計画の認定前審査を6月末までに実施する。
- 令和3年度で農地維持支払の活動終期を迎える61組織について、県・市町村と連携し、当該年度中から活動継続に向けた啓発・普及及び指導・助言に取り組む。
- 令和5年度で農地維持支払の活動終期を迎える227組織等について、県・市町村と連携し、活動継続に向けた啓発・普及及び意識醸成に取り組む。

### (4) 新規設立組織の着実な計画認定の支援

- 市町村における新規の活動計画認定を支援するため、県内12組織（496ha）を対象に、県・市町村と連携及び情報共有し、活動計画の認定前審査を6月末までに実施する。

### (5) 対象面積が大きくカバー率の低い重点市町村における事業推進

- 都城市が取り組む、令和2年度に新規設立を見送った4組織の推進及び後継者不足や事務負担を理由に活動を断念した4組織の活動再開等について支援する。
- えびの市が取り組む、令和3年度以降、新規予定4組織の広域化設立に向けた推進等について支援する。